

平成 27 年 5 月 20 日

受益者の皆様へ

国際投信投資顧問株式会社

「先進国高利回り社債ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2014-09」
安定運用への移行について

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「先進国高利回り社債ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2014-09」（以下、「当ファンド」といいます。）の基準価額が、平成 27 年 5 月 20 日現在で 11,028 円となり、信託約款※に定められた安定運用への移行を開始する基準価額の水準である「11,000 円」に達しました。

※信託約款 運用の基本方針：

基準価額（1 万口当たり）が 11,000 円以上となった場合には、わが国の公社債を主要投資対象とするマネー・プール マザーファンドの組入比率を順次引き上げ、安定運用に移行します。安定運用に切り替えた後、速やかにこの投資信託を終了させます。

つきましては、当ファンドの信託約款の規定に基づき、安定運用に移行いたしますので、ご案内申し上げます。なお、当ファンドは安定運用に移行した後、早期償還（信託終了）させていただくこととなりますので併せてご報告申し上げます。

早期償還のスケジュールにつきましては、安定運用への移行状況（当ファンドの投資先ファンド「ハイ・イールド・ボンド・ファンド（J）」からマネー・プール マザーファンドへの移行の状況）等を勘案し、後日決定いたします。決定次第、お知らせさせていただきます。

※安定運用への移行にあたり、流動性の制約等により保有債券の売却が速やかに行えない場合、早期償還まで相応の日数を要します。

なお、11,000 円は安定運用への移行を開始する基準価額の水準であり、基準価額が 11,000 円以上となっても、債券の売却コスト（評価価格と売却価格の差）、ハイ・イールド債券市場全体の変動、個別銘柄固有の要因による変動、信託報酬等により、基準価額や償還価額が 11,000 円を下回る場合があります。

*当ファンドは、いつでもご換金が可能です。ただし、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ルクセンブルグの銀行のいずれかが休業日の場合には、換金はできません。

謹白

本件に関するお問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社 電話番号 0120-759311(フリーダイヤル)
(受付時間は委託会社の営業日の午前 9 時~午後 5 時)

※口座内容などお取引に関するお問い合わせは、お申込みされた販売会社にご連絡ください。